

## 中間検査手数料の減額制度のご案内

7月1日からの木造建築物の中間検査対象拡大に際し、当センターでは、中間検査の確実な実施とお客様へのサービスの向上を目的に、次の2つの中間検査手数料の減額制度を新たに開始します。

### **○その1：軸組計算書等早期提出割引キャンペーン（期間限定）**

木造建築物で確認申請と同時に軸組計算書等を提出された場合、中間検査手数料減額（1件2,000円）を平成30年12月28日までに中間検査申請されたものを対象に実施します。（軸組工法、一戸建て、長屋を対象）

円滑な中間検査を行うため、県特定行政庁等連絡会議発行の検査マニュアルでは、「中間検査申請書に添付する軸組計算書等の事前提出を推奨」しております。

当センターではその事前提出を促進させ、確実に円滑な中間検査の実施を推進するため、対象となる建築物の確認申請提出時に、別紙様式「[中間検査仮申込書](#)」に必要事項を記入のうえ、軸組計算書等の図書と併せて提出いただいた場合には、中間検査手数料から2,000円を減額いたします。

なお、確認申請提出日から14日以内（祝祭日含む）に「中間検査仮申込書」と「軸組計算書等の図書」を提出した場合にも同様といたしますので、手続きの詳細は、センター各事務所受付窓口でお尋ねください。（※災害に伴う手数料の減免対象を除く。）

### **○その2：保険検査との同時検査割引制度**

木造建築物で中間検査と合わせて同時に保険検査を行う場合、中間検査手数料から1件当り3,000円を減額します。（軸組工法、一戸建て、長屋、共同住宅を対象）

これは、中間検査が当センターの取扱う住宅瑕疵担保保険<sup>①</sup>の中間現場検査（2回目）と同時に実施できる場合、中間検査業務の効率化が図れるため、中間検査手数料から3,000円を減額するものです。（※災害に伴う手数料の減免対象を除く。）

確認申請や中間検査申請の受付時に、担当者から住宅瑕疵担保保険のご利用と同時検査の意向を伺いますので、手続きの詳細は、センター各事務所受付窓口でお尋ねください。

（<sup>①</sup>1まもりすまい保険、あんしん住宅瑕疵保険）